

宮城県建設工事競争入札参加心得

(趣旨)

第1 宮城県が発注する建設工事の条件付一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（以下「入札者」という。）は、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）及び建設工事執行規則（昭和39年宮城県規則第9号。以下「執行規則」という。）その他法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

(電子入札と紙入札)

第2 競争入札又は見積書の徴収を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式又はその他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する入札（以下「電子入札」という。）に参加することができる者は、宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（平成13年宮城県告示第727号。以下「建設工事登録規程」という。）に基づき、入札参加資格の承認を受けている者のうち、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得して宮城県建設工事等電子入札実施要領（平成17年8月1日施行）第2第3号に規定する宮城県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者の登録を行った者とする。

2 電子入札を適用する工事では、書面による入札書を提出する入札（以下「紙入札」という。）の参加を原則として認めないものとする。ただし、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、競争入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）が紙入札による参加を承認したときは、この限りでない。この場合においては、開札から落札決定までの間、当該紙入札は、電子入札システムにより取り扱うものとする。

- (1) 政府調達に関する協定（WTO）の適用を受ける入札において紙入札を希望する場合
- (2) ICカードが失効、破損等で使用できないため、ICカード再取得のための申請又は準備中の場合
- (3) 入札者側のシステム障害により各種手続等の締切に間に合わない場合
- (4) 宮城県側のシステム障害により長期にわたり停止することが明らかになるか、又は見込まれる場合
- (5) その他天災、地変等により明らかに電子入札によることが困難であると認められる場合

3 前項ただし書に該当する場合、入札者は、入札執行者に紙入札参加承認願を提出し、その承認を得るものとし、この場合における紙入札参加承認願の提出の時期や方法は、入札公告、指名通知、設計図書等（以下「入札公告等」という。）又は入札執行者の指示に従うものとする。

4 電子入札であっても、入札執行者はやむを得ない事情により、電子入札と紙入札との併用又は紙入札のみの執行を選択することがある。この場合において、新たに必要となる手続については、その都度対象となる入札者に周知するものとする。

(入札参加の失格)

第3 執行規則第15条の2の規定により、入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）は、次のいずれかに該当するときは、失格として、入札又は再度入札に参加することができない。

- (1) 入札者等が、入札期日（電子入札又は郵送による紙入札においては開札日とする。以下同じ。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。
- (2) 入札期日において、入札者が執行規則第4条に規定する競争入札に参加する資格及び一般競争入札において同規則第5条の3第2項の規定により工事執行者が定め公告した資格を有しなくなったとき。

- (3) 入札期日において、入札者が指名競争入札の指名を取り消されたとき。
- (4) 入札期日において、入札者が宮城県から指名停止を受けている期間中であるとき。
- (5) 入札期日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしているとき又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てをしているとき（別に定めるところにより、入札参加登録に係る総合評点及び等級格付の再評価を受けた場合を除く。）。
- (6) 入札期日において、銀行取引停止となったとき（別に定めるところにより、入札参加登録に係る総合評点及び等級格付の再評価を受けた場合を除く。）。
- (7) 代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
- (8) 入札者が、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しないとき。ただし、入札保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。
- (9) 入札者等が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき。
- (10) 入札者等が、競争入札の公告又は指名の通知に示した入札参加条件に違反したとき。
- (11) 最低制限価格を設けた場合において、入札者等が、当該最低制限価格を下回る入札を行ったとき。
- (12) 入札者等が、公正な価格を害し、若しくは不正の利益を図る目的をもって連合するなど入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
- (13) 入札者等が、正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。
- (14) 入札執行者が、入札者等が次のいずれかに該当するとして、失格としたとき。
 - ① 独禁法に抵触する行為その他の不正の行為を行ったおそれがあるとき。
 - ② 正常な入札の執行を妨げる行為をするおそれがあるとき。
- (15) 電子入札において、他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加したとき。
- (16) 電子入札において、代表者又は受注者が変更となった場合、ＩＣカードの更新手続き中の場合を除き、ＩＣカードの名義を変更しないで、変更前の代表者又は受任者のＩＣカードを使用して入札に参加したとき。

（入札保証金）

- 第4 入札者等は、入札公告等で指定された日時までに、その見積入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- 2 入札保証金の納付又は担保の提供等の取扱いについては、入札公告等及び別に定めるところにより行うものとする。
- 3 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又はこれに代わる担保は宮城県に帰属する。

（設計図書等の取扱等）

- 第5 入札者等は、この心得、配布された仕様書、図面又は閲覧に供した仕様書、図面、契約書案及び添付書類等（以下「設計図書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。
- 2 入札者等は、設計図書等について疑義があるときは、入札公告等に定めるところにより質問をすることができる。
- 3 入札者等は、閲覧に供している設計図書等の貸出しを求めることができるが、貸出しを受けた設計図書等は指定の期間内に返却しなければならない。
- 4 入札者等は、入札公告等により指定された場所で設計図書等を有料で複写することができる。
- 5 入札者等は、配布された設計図書等の取扱いについて入札公告等に指示がある場合には、その指示に従わなければならない。

（入札等）

- 第6 紙入札において、代理人をもって入札する場合は、代理人は、入札に関する入札者からの委任

状を持参の上、入札の前に入札執行者に提出しなければならない。

- 2 入札書は、電子入札にあっては電子入札システムにより、紙入札にあっては執行規則第14条に定める様式により提出するものとする。この場合において、代理人が入札書を提出するときは、委任者を併記の上、代理人の氏名を記載しなければならない。
- 3 既に提出した入札書の訂正及び差し替え並びに再提出は認めない。
なお、紙入札において、提出前に入札書の記載事項の訂正は、訂正印を押印又は訂正箇所署名することとするが、入札金額の訂正は認めない。
- 4 入札書は、入札公告等又は入札執行者の指示に従い提出しなければならない。
- 5 電子入札及び郵送による紙入札においては、いかなる事由があっても、提出期限を過ぎて提出された入札書は受理しない。
- 6 入札者等は、入札公告等により、入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求められたときは、入札公告等又は入札執行者の指示に従い、提出しなければならない。
- 7 入札時に提出を求められた工事費内訳書は、下請企業、下請金額及び労務賃金調書の記載を省略できるものとする。ただし、開札後、工事執行者等から、下請企業、下請金額及び労務賃金調書を記載した工事費内訳書の提出を求められたときは、工事執行者等の指定する期日までに提出しなければならない。
- 8 前2項の工事費内訳書は、返戻しない。
- 9 入札者等は、総合評価落札方式を適用した入札で、入札公告等により、価格以外の評価を行うのに必要な書類（以下「総合評価技術資料」という。）の提出を求められたときは、入札公告等又は入札執行者の指示に従い、提出しなければならない。この場合において、既に提出した総合評価技術資料の訂正、差し替え及び再提出は認めないものとし、原則としてこれを返戻しない。
- 10 紙入札及び電子入札において、設計図書等及び総合評価資料等の入札に係る資料の入手及び作成費用並びに入札保証金等の納付及び書類の提出に係る費用のほか、入札参加に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。また、宮城県が起因となった中止及び不調においても同様とする。

なお、中止及び不調に伴う再公告により別途指示があった場合においてはこの限りではない。

（入札の辞退）

- 第7 入札者等は、入札書提出前に限り、次のいずれかの方法により入札を辞退することができるものとする。
- (1) 入札執行前に辞退する場合は、電子入札にあっては指定期限までに電子入札システムから、紙入札にあっては入札執行者に郵送（入札日の前日までの到達に限る。）又は直接持参し、入札辞退届（別紙様式）を提出する。
 - (2) 入札執行中に辞退する場合は、電子入札にあっては電子入札システムから入札辞退届を提出し、紙入札にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出する。
- 2 1回目の入札を辞退した者は、再度入札に参加することはできない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、建設工事執行規則取扱要綱第16第4項に規定する場合に限り、入札書を提出した後において、落札候補者を辞退することができるものとする。この場合において、入札執行者から入札参加資格確認書類の提出を求められた日の翌日から起算して2日目（宮城県の休日に関する条例（平成元年宮城県条例第10号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午後5時までに、落札候補者の辞退届（様式第11号）を提出しなければならない。
 - 4 入札又は落札候補者を辞退した者は、入札又は落札候補者の辞退を理由として以後の指名等において不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

- 第8 入札者等は、独禁法等に抵触する行為その他の不正行為を行ってはならない。
- 2 入札者等は、入札に当たり、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思などについていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札者等は、指名の状況、入札参加意思等の適正な入札の執行に支障があるおそれのある情報について、入札前に組織的に情報交換してはならない。

(入札の延期等)

第9 入札執行者は、天災、地変等により入札の執行が困難なとき、入札が適正に行われないおそれがあるとき若しくはあったとき又は予定価格、設計図書等、入札参加条件など（以下「予定価格等」という。）に錯誤があったと認められる場合などのその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。ただし、錯誤が入札又は開札後から契約締結前までに認められた場合であって、落札者又は落札の候補とする者の入札の価格及び資格等が、当該錯誤がない場合における適正な予定価格等に対応した正当なものであると認められたときは、この限りでない。

(開札)

- 第10 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者立会いの下に行うものとする。ただし、電子入札又は郵送による紙入札にあっては、入札公告等に示すとおり開札する。
- 2 入札を行った者がやむを得ず立ち会えないときは、当該入札事務を直接担当していない宮城県職員の立会いの下に行うものとする。ただし、電子入札の場合は、入札者等及び当該職員の立会いを省略できるものとする。

(入札の無効等)

- 第11 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 第3に規定する競争に参加する資格を有しない者が入札したとき。
 - (2) 同一件名の入札において、入札者等が2以上の入札をしたとき。
 - (3) 入札書の内容又は提出方法に、次に掲げる事例等の重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでないと認められるとき。
 - ① 紙入札において、入札者等の記名を欠く入札
 - ② 紙入札において、金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札
 - ③ 紙入札において、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ④ 紙入札において、工事名等の錯誤がある入札
 - ⑤ 指定した期日に工事費内訳書又は総合評価技術資料の提出がない入札
 - ⑥ 郵送による紙入札において、入札書と当該入札書を同封した封筒に記載された工事名が異なる入札
 - ⑦ 入札書と異なる工事又は金額の工事費内訳書が提出された入札
 - ⑧ 入札書と異なる工事の総合評価技術資料又は記載のない総合評価技術資料が提出された入札
 - ⑨ 郵送による紙入札において、入札公告等に指定された提出先と異なるところに提出された入札
 - (4) 電子入札において、次に掲げる入札をしたとき。
 - ① 契約執行者又は工事執行者の承認を得ずに、又は指示によらず行った紙入札
 - ② 同一入札者が電子入札と紙入札の両方で行った入札
 - ③ 入札書等に不正な手段により改ざんされた事項が認められる入札
 - ④ 建設工事登録規程第5条第1項に規定する建設工事入札参加業者登録簿に登録された受任者が取得したICカードで、受任されていない業種の案件に参加した入札
 - (5) 郵送による紙入札において、入札書を二重封筒の中封筒に入れ、封かんし、外封筒に入れて提出すべきところを、直接、外封筒に入れて提出したとき。
 - (6) 虚偽の入札参加資格確認申請等を行ってした入札
- 2 調査基準価格を下回る入札があった場合及び入札書提出後に入札参加資格の確認を行う場合に

において、入札期日以降落札決定までに第3に規定する競争入札に参加する資格を有しなくなったときは、入札参加資格がない者のした入札とみなす。また、第3第1項第4号に規定する指名停止期間については、落札決定以降契約締結までに該当した場合においても、同様とする。

(落札者の決定)

- 第12 有効な入札を行った入札者等のうち、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、総合評価落札方式を適用した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- 2 最低制限価格を設けたときは、前項の規定にかかわらず、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した入札者等のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 調査基準価格を設けた場合で当該調査基準価格を下回る入札又は落札候補者が建設業法違反容疑等について宮城県が調査中であったときは、第1項の規定にかかわらず、入札を保留にして必要な調査を行い、政令第167条の10第1項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- 4 前項の規定に基づく調査の対象となった者は、当該調査に誠実に応じなければならない。
- 5 第3項に規定する調査に応じないとき又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなす。
- 6 入札書提出後に入札参加資格の確認を行う場合において、入札公告等又は入札執行者の指示に従い、必要な書類を提出しないときは、入札参加資格がないものとみなす。
- 7 落札となるべき同価格の入札をした者が、2人以上あるとき（総合評価落札方式を適用した場合は、総合評価点が最も高い者が2人以上有るか入札価格の同じものが2人以上あるとき）は、直ちに、電子入札を適用する工事の場合にあっては電子入札システム上の電子くじにより、紙入札を適用する工事の場合にあっては当該入札者等にくじを引かせて落札者又は落札候補者を決めるものとする。
- 8 前項の場合において、紙入札を適用する工事の入札者等の中にくじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務を直接担当していない宮城県職員がくじを引くものとする。

(再度入札)

- 第13 開札して、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、予定価格をあらかじめ公表しているときは、再度入札は行わない。
- 2 再度の入札の回数は、1回とする。
- 3 入札及び再度入札において落札者がいないときは、政令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約のための見積もり合わせは行わない。

(契約保証金等)

- 第14 落札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10（調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合にあっては100分の30）以上の契約保証金又は執行規則第22条に基づく契約保証金に代わる担保を納付し、又は提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- 2 契約保証金の納付又は担保の提供等の取扱いについては、別に定めるところにより行うものとする。

(入札保証金の振替)

- 第15 工事執行者において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約)

- 第16 落札者は、契約書に記名押印又は電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定するものをいう。）を行い、落札決定日の翌日から14日以内に工事執行者の指定した期日までに入札執行者に提出しなければならない。ただし、落札者からの申し出により、工事執行者が承認したときは、この限りではない。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。
- 3 落札決定後、契約締結前までに落札者が次のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことがある。
- (1) 落札者等が、政令第167条の4の規定に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。
- (2) 落札者が執行規則第4条に規定する競争入札に参加する資格及び一般競争入札において同規則第5条の3第2項の規定により工事執行者が定め公告した資格を有しなくなったとき。
- 4 落札決定後、契約締結前までに落札者が宮城県から指名停止を受けたときは、契約を締結しないものとする。

(配置技術者の届出)

- 第17 入札者等又は落札者は、入札公告等により技術者の配置条件が示されている場合は、当該条件に適合する配置技術者の氏名及び所持する資格等を別に定める配置技術者届出書により入札公告等の指示に従い提出しなければならない。
- 2 入札後審査方式一般競争入札において落札候補者となった者は、配置技術者の資格を証する免許証、資格者証の写しその他の書類（以下「資格等の書類」という。）を、工事執行者又は入札執行者の指定する期日までに提出しなければならない。
- 3 入札者等又は落札者が、入札公告等の指示に従い配置技術者届出書を提出しないとき又は前項に規定する期限までに前項の資格等の書類を提出しないときは、入札参加資格がないものとみなす。
- 4 届出のあった配置技術者の資格が入札公告等で示した条件に適合しないときは、当該届出書を提出した入札参加者のした入札は無効とする。
- 5 入札公告等により技術者の配置条件が示されていない場合において、落札者は、執行規則第19条第1項に規定する契約（以下「契約」という。）を締結したときは建設業法（昭和24年法律第100号）に定めるところにより適正に技術者を配置しなければならない。
- 6 落札者は、宮城県発注工事のうち、入札公告日（指名競争入札にあっては、指名通知日）の過去1年以内に、次のいずれかの要件に該当する場合は、第17第1項又は前項に示されている技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で1名工事現場に配置しなければならない。
- (1) 6.5点未満の工事成績評定を通知されたとき。
- (2) 検査員から完成検査において不合格とされ工事請負契約書に基づいて修補指示を受けたとき。
- (3) 知事から品質管理又は安全管理に関する要件により指名停止を受けたとき。
- (4) 自らの起因により工期を大幅に遅延させ、総括監督員から書面により、指示された期日までに工事を完成できなかったとき。
- 7 第1項の配置技術者については、同一技術者の配置を予定した他の工事と重複して提出することができるものとする。
- 8 配置技術者を重複して提出し、落札候補者を辞退する場合は、第7第3項の規定に基づき、いずれかの工事を辞退するものとする。
- 9 第1項の配置技術者については、1件の工事について、2名まで提出できるものとし、落札候補者となった場合は、入札参加資格確認書類の提出時に、既に提出した2名の技術者のうち1名を選択するものとする。ただし、第6項の場合を除く。
- 10 他の工事を落札したことにより資格要件を満たす技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならない。

1 1 総合評価落札方式の場合、入札時に提出した配置技術者（監理技術者又は主任技術者）の変更は原則として認めない。（追加専任も含む。）

また、入札者又は落札者が復興共同企業体又は特定共同企業体であっても、代表構成員又は構成員の別に関わらず、同様の扱いとする。

（公正入札違約金）

第18 契約を締結した後において、当該契約の相手方（以下「受注者」という。）は、その契約が執行規則第15条の2第1項第12号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、工事執行者の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額を公正入札違約金として支払わなければならない。

2 前項の執行規則第15条の2第1項第12号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときとは、次のとおりとする。

(1) 独禁法第49条に規定する排除措置命令又は独禁法第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条に規定する出訴期間内に、当該排除措置命令等について同法第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を提起しなかったとき。

(2) 排除措置命令等を受け、行政事件訴訟法第8条第1項の規定により提起した抗告訴訟に係る判決（当該排除措置命令等の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。

(3) 前2号の規定に該当しない場合であって、独禁法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独禁法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

3 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散している場合は、代表者であつた者及び構成員であつた者に公正入札違約金の請求をすることができる。この場合において、代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して公正入札違約金を支払わなければならない。

4 第1項に規定する公正入札違約金の支払に代え、当該公正入札違約金の額に相当する額を請負代金から控除することがある。

（仮契約）

第19 予定価格（税込み）が5億円以上の工事請負契約の場合は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年宮城県条例第18号）の規定により、宮城県議会の議決を得てから契約の効力が生ずることとなるので、それまでは仮契約の締結を行うものとする。

（下請負の制限）

第20 受注者は、請負工事に関し、一括して他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、請負工事の一部を宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認められる者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、請負工事に関し、工事執行者があらかじめ指定した部分を他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。

4 受注者は、請負工事の一部を他の者に委任し、又は請け負わせようとするときは、工事執行者の承認を得なければならない。

5 受注者が落札した請負工事の入札に参加した他の者に、請負工事の一部を委任し、又は請け負わせようとするときは、原則的に第4項に規定する承認をしない。ただし、受注者が直接的に施工できない工事若しくは特許工法による工事等相応の理由がある場合又は工事の一部工種の下請負でかつ下請負金額が請負代金額の概ね3割に満たない場合については、この限りでない。

6 受注者が受注者の同一又は上位ランクの他の者へ下請負しようとするとき（他の者が受注者の受注工事の入札参加者であるときは前項の規定によるものとする。）は、原則的に第4項に規定す

る承認をしない。ただし、受注者が直接的に施工できない工事若しくは特許工法による工事等相応の理由がある場合又は工事の一部工種の下請負でかつ下請負金額が請負代金額のおおむね5割に満たない場合については、この限りでない。

- 7 受注者があらかじめ提出している工事費内訳書の下請負人名簿に記載のない者へ下請負させようとするときは、その理由書を提出しなければならない。

(調査基準価格を下回る工事の点検等)

第21 工事が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、工事の適正な履行を確保するため、施工中及び工事完了時に必要な調査を行うことがある。この場合において、受注者は、次のとおり調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負人の協力を得て、宮城県が最終変更請負契約締結後に配布する工事費内訳書に精算額を記載し、工事完了時に監督職員に提出するものとする。
- (2) 受注者は、提出した工事費内訳書の内容について、監督職員のヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、工事受注者は下請負人についてもヒアリングに参加させるものとする。

(異議の申立て)

第22 入札をした者は、入札後、この心得、入札公告、指名通知又は設計図書等についての不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

附 則

この心得は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成18年5月15日から施行する。

附 則

この心得は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成22年9月13日から施行する。

附 則

この心得は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。